

■ 事業継承者の選定方法について

地方自治法上に規定する自治体が契約の相手先を決定するプロセス

一般競争入札

指名競争入札

随意契約

せり売り

本市ガス事業の事業継承者の選定の特徴

応募事業者の安全安心なガスの供給能力や市民サービスの向上策及び地域経済の活性化策など、事業性を総合的に評価する必要があり、単に価格競争により契約の相手先を決定することは、今回の選定方法になじまないものと考えられることから、**随意契約**が望ましい。

- ▶ 本市ガス事業は市民の貴重な財産であり、透明性・公平性が求められることから、随意契約の相手方の選定方法は、**公募型プロポーザル方式**が望ましい。
- ▶ 他の公営ガス事業の事業者選定においても、同様の理由により、そのほとんどが公募型プロポーザル方式によって実施されている。
- ▶ 「仙台市ガス事業民営化推進委員会」において、公募条件及び評価基準を策定するとともに、応募事業者から提案される事業計画等を審査し、本市が優先交渉権者を決定する。